

【イギリス】 2008-2009 年会期の立法計画

海外立法情報課・岡久 慶

* 2008 年 12 月 3 日、イギリス議会の 2008-2009 年会期の開院式が行われ、政府は 14 件の政府法案を発表した。2008-2009 年会期における開院勅語は、イギリス経済の安定化を政府最大の優先事項に位置付け、家族及び企業が景気後退を凌ぐのを助けると論じ、政府の立法プログラムにおける経済及び福祉方面の重要性を強調している。

ブラウン首相就任以来、労働党政府は新会期に先立って立法プログラム草案を発表する方針を維持している（注 1）。

今会期の特徴は、提出された法案と審議日数の少なさである。政府は、2008 年 5 月 14 日に発表した緑書「イギリスを将来に備えて」の中で、18 の法案及びその他の政策の骨子を発表しており、前年度の開院式では今回の 2 倍を超える 29 の法案及び法案草案を発表している。また、今会期において審議に使える日は多くて 144 日といわれ、1979 年以来最も短いものとなると予定されている。発表された法案は、金融危機を踏まえた経済対策、あるいは生活苦の救済を中心とした労働党支持層への受けが良いものが多く、法案の少なさ、会期の短さから、ブラウン首相が次期総選挙の準備をしているとの指摘もある。今議会は 2010 年春に任期終了となる予定であるが、その前の 2009 年 6 月に総選挙を執り行う可能性も残されているからだ。

保守党は法案プログラムを選挙目当ての短期的な人気取りとしながらも、多くの提出法案については賛同の意向を見せている。逆に自由民主党は、法案プログラムのスリム化の過程で、憲法更新や内部告発の保護等の規定が後回しにされたことを批判している。主だった提出法案の概要は次の通りである。12 月 16 日時点で法文が発表されているものについては、題名の右に★を付す。

銀行業務法案(Banking Bill)★

経営不振に陥った金融機関を救済する恒久的な法的枠組を整え、金融市場の監督を行う三大機関（イングランド銀行、金融サービス機構及び財務省）の連携を強化し、イングランド銀行に経営不振の銀行への短期的匿名融資を行わせ、預金者保護の額を 3 万 5000 ポンドから 5 万ポンド（474 万円から 677 万）に引き上げる。前会期からの継続審議法案である（注 2）。

セービング・ゲイトウェイ口座法案(Saving Gateway Accounts Bill)★

低所得層 800 万人を対象に、最長で 2 年間、月 1 ポンドの貯蓄に対して 50 ペンスの割合で政府拠出金（最高額で 25 ポンドに対する 12.5 ポンド、満期で 300 ポンドになる）を与え、貯蓄促進を図る制度。2010 年施行予定。

福祉改革法案(Welfare Reform Bill)

手当受給から就労への移行を促す法案と位置づけられ、所得補助金を廃止し、受給者を健康であれば求職者手当、健康に問題があれば雇用・生活補助手当へと移管し、常に就労するよう圧力がかかる状態に置く。給付申請者に嘘発見器のテストを義務付ける規定を盛り込むことが、一部のメディアによって報道されている。

児童貧困法案(Child Poverty Bill)

労働党政府は 2020 年までに児童貧困を一掃するという目標を掲げている。しかし、現状では 2010 年の中間目標達成も困難であり、保守党がこの目標を守る意思がないことを踏まえ、目標達成に法的拘束力を与える規定を設ける。

警察活動及び犯罪法案(Policing and Crime Bill)

人身取引の被害者の女性を買春することを犯罪化し、ラップダンスを提供するクラブを取り締り、地方自治体に公共秩序紊乱の原因となっている酒場が酒の安売り等で客寄せすることを禁ずる権限を与える。特に買春に関しては、スミス内相が女性が人身取引の被害者であることを知らなかった場合でも、これが抗弁の理由とならない旨を明らかにしており、議論が予想される。

国境、移民及び市民権法案(Borders, Immigration and Citizenship Bill)

市民権獲得に必要な条件を、合法的な職、納税、共同体への参加（ボランティア活動）、犯罪歴のないことと入国以来 6 年経過していることと定め、ボランティアに参加しない者には 8 年の期間が必要となることを定める。期間満了までの間に失業した者、家族関係で入国したにもかかわらずその関係が消滅した者には、国外退去を求めることができる。また新しい移民には、地元の公共サービスに対する移民増加による負担の代償として、課金を賦課することが可能となる。

これらの法案に加えて、開院勅語後の議論においてブラウン首相は、景気後退時における失業、家計費上昇に伴うローン不払が増加することを見込んで、担保権行使に歯止めをかけるスキームの導入を発表した。このスキーム下では、収入減に見舞われた世帯は、抵当金利支払を最長 2 年間延期することが可能となっている。このスキームには、抵当金市場の 70%を占める大手 8 金融機関が賛同の意を表明しているが、その運用は、各機関の営業上の裁量に任されることとなる。

注(インターネット情報はすべて 2008 年 12 月 16 日現在である。)

- (1) 「【イギリス】2008-09 年提出予定法案」『外国の立法』236-2, 2008.8, p.8.
<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/23602/02360203.pdf>>
- (2) 「【イギリス】[短信]2008 年銀行(特別措置)法—銀行国有化の臨時措置」『外国の立法』237-2, 2008.11, p.10. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/23702/02370205.pdf>>